

大牟田観光協会 WEB サイト有料バナー広告掲載に関する規定

第1条

この規程は、大牟田観光協会（以下「当会」という。）がインターネット上に公開しているWEBサイト（以下「当会WEBサイト」という。）への有料バナー広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類及び内容）

第2条

当会WEBサイトに掲載する広告は、バナー広告とし、事業所PR力の向上に寄与するものであって、その内容は次のいずれにも該当しないものとする。

- （1）法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの。
- （2）公序良俗に反し、または反するおそれのあるもの
- （3）政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する内容のもの
- （4）公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法第3条に規定する公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの
- （5）宗教性のあるもの
- （6）個人の氏名広告にあたるもの
- （7）当会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- （8）当会WEBサイトの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- （9）前各号に掲げるもののほか、当会WEBサイトの広告として適当でないと当会が判断するもの。

2 前項の規定は、バナー広告からのリンク先として広告主が指定したホームページ（以下「広告主ホームページ」という。）の内容についても適用する。

（広告掲載の申込み及び決定）

第3条

当会WEBサイトに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、バナー広告掲載申込書（以下「申込書」という。）と広告原稿データを当会に提出しなければならない。

2 当会は、前項の申込書の提出を受けたときは、前条の規定に基づき、広告掲載の適否を決定し、申込者に通知するものとする。

3 当会は、バナー広告初期登録料については、会員は無料、非会員においては、10,000円が発生する。

4 掲載料 [税別]

月額 2,000円

6ヶ月まとめてお申し込み 11,000円

12ヶ月まとめてお申し込み 20,000円

(広告の掲載場所等)

第4条

広告の掲載場所は、当会WEBサイトのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、当会が指定するものとする。

2 広告の掲載枠数は、当会が定める。

(広告の規格等)

第5条

広告の規格は別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、バナー広告中の画像を点滅させることは、部分的なものも含め、認めない。

3 前各号に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、当会と広告主が協議の上、決定するものとする。

4 広告の規格

- サイズ 145×45ピクセル画像データ形式
- GIF、またはJPEG形式の静止画（アニメーション等の動的な画像は不可とします）
- 容量 20KB以下

※広告（画像）は各自で作成して下さい。

（各自で出来ない場合は、有料にて業者を斡旋します。）

※広告(画像)サイズは厳守して下さい。規格外の場合 掲載出来ないことがあります

※広告内容やデザインについては、修正をお願いする場合がありますのでご了承下さい。

※期間中に掲載された広告については、契約期間内の広告内容変更等はできません。

(広告の掲載期間等)

第6条

広告の掲載期間は1ヶ月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 広告は、掲載開始日の午前11時から掲載をはじめ、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。

3 広告掲載期間中、当会の都合によりWEBサイトを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（端数時間切捨て）に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

4 当会WEBサイトに広告掲載後、広告掲載された者からの解除の申し入れがない限り自動継続とする。

(広告掲載料の納付)

第7条

広告主は、当会が発行する請求書により、当該請求書発行日から起算して30日以内に、広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第8条

広告掲載料は返還しない。ただし、当会の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(広告掲載の取消)

第9条

当会は、次の規定に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主ホームページが、事前の連絡なく、閉鎖されたとき。
- (2) 広告主ホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され、第2条第2項の規定に反する状態に至っていると判断したとき。
- (3) その他、当該広告主の広告を掲載することが不適當であると判断したとき。

第10条

この規程に定めのないものについては、当会と広告主が協議の上、決定するものとする。

(附則)

この規程は、平成27年2月27日から施行する。

この規定は、平成28年3月24日改正

この規定は、令和6年6月27日改正

